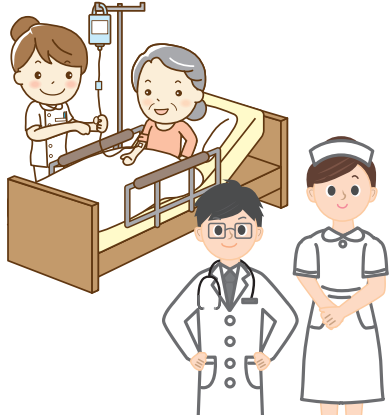


【質問】市民病院にとって今回の診療報酬改定でプラスになる項目はあるのか。

【答弁】プラスとなる項目は、医療従事者の働き方改革に関連した加算の増点により、約1,000万円の増収と、感染症対策に取り組む医療機関の加算点数増加で約800万円の増収を見込んでいる。



【質問】逆にマイナスになる項目はあるのか。

【答弁】地域包括ケア病棟の入院患者のうち、他の病院等から移動した患者の割合が60%以上であれば診療報酬が15%減額される対象病院が400床以上から200床以上の病院に引き下げられた。この患者の割合を60%未満にすることが極めて

困難であることから、経過措置が終了する10月からの半年間で約2,500万円の減収を見込んでいる。

また、緩和ケア病棟の1日当たりの点数が減点されたため減収となるが、一方で、同時に新設された緩和ケア疼痛評価加算を算定することで、おおむね減収分を補填することができる見込んでいる。

【質問】改定後の4月以降の影響額はどのように分析できているのか。

【答弁】院内の方向性についても診療報酬改定プロジェクトチームで検討を行っているところである。したがって、現状では全体の影響額などは不明ではあるが、マイナスにはならない見込みである。

当院にとって有益となる新たな施設基準の取得や診療報酬の算定ができるようにこれからも努めていく。



【津島市議会会議録 確定稿・未確定稿の原文から抜粋】

長屋やまとの活動にお力添えをいただける方を募集しています。
一緒に活動をしていただける方は後援会事務局までお問い合わせよろしくお願い致します。

後援会事務所
〒496-0026 津島市唐臼町大門 88-A-G3

後援会事務局
〒492-8181 稲沢市日下部北町 4-1-3 岡本みつりのり事務所内
TEL 0587-24-8164 FAX 0587-24-8165

津島市議会議員

ながや

長屋やまと



ごあいさつ

こんにちは。津島市議会議員の長屋大和です。
今回の議会では、4月から成人年齢が引下げになり、18歳から様々なことが変わるため、このことについての質問と、診療報酬改定が行われる年なので、この改定が津島市民病院にとってどのような影響を与えるのかを質問しました。

民法が定めている成人年齢は、1人で契約ができる年齢という意味と父母の親権に服さなくなる年齢という意味があり、成年に達すると、親の同意を得なくても自分の意思決定で様々な契約ができます。例えば、携帯電話の契約や、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額商品を購入する際、ローンを組むといった場合等です。未成年の場合は親の同意が必要です。しかし、成人になると、親の同意がなくても様々な契約が自分一人ですべてできます。一方、成人年齢が18歳になっても飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に係る年齢制限は変わらず20歳です。健康面の影響や非行防止、青年保護等の観点から現状維持となっていると思います。

消費者庁では「18歳から大人」という特設ページで、18歳から大人として行動できる様に、関連する情報を紹介しています。特に未成年の方、成年に達したばかりの方が消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合の相談窓口として「消費者ホットライン188」が設置されています。困ったときや、おかしいなと思ったときはしっかり相談できるところがあると、知っておくことも重要です。

下記のQRコードからご覧いただけたらと思います。

消費者ホットライン188(いやや)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/



略歴

1993年7月生まれ
名城大学卒業
総合アパレルメーカー勤務
前衆議院議員 岡本みつりのり 秘書



● 民法改正について

【質問】 令和4年4月1日から民法が改正され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることによって、行政の手续として、マイナンバーカードの取扱いやパスポートの発行、婚姻年齢の影響等はどのようになるのか。

【答弁】 マイナンバーカードの20歳未満の申請は、有効期限が5年間だが、成人年齢が18歳に引き下げられる4月1日からは、18歳以上の申請は有効期限が10年間となる。また、パスポートの有効期限については、現在は5年間用のみの申請が、今

後は10年間用の選択が可能となる。

今回の改正では、女性の婚姻開始年齢も見直しがされ、4月1日からは男女とも18歳からとなる。ただし経過措置として、令和4年4月1日時点で既に16歳以上の女性は、引き続き18歳未満でも結婚することができる。



【質問】 津島市における成人式の取扱いはどうなるのか。

【答弁】 式典の名称は成人式から、仮称ではあるが「二十歳のつどい」という名称に変更して、民法改正後でも20歳を対象とした式典を開催することを考えている。

【質問】 成人に達すると親の同意がなくても自分で契約できるため、未成年者取消権は施行できなくなる。つまり契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になる。契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があり、保護がなくなったばかりの成人を狙い打ちにする悪徳な業者が増えると思うが、それにより消費者トラブルに遭う若年の方が増加することも想定されるが、市はどのように対応するのか。



【答弁】 海部総合庁舎1階で海部地域消費生活センターを運営し、海部地域に在住、在勤、在学の方を対象に専門の消費生活相談員により消費に関する相談に対応している。

成人年齢引下げにより若年層の消費者トラブルも想定されるので、そういった場合は海部地域消費生活センターを案内していく。

● 市民病院について



(写真：津島市ホームページより)

【質問】 令和4年度の診療報酬改定について、全体的な概要はどのようになるのか。

【答弁】 今回の改定の基本的な視点は4点ある。

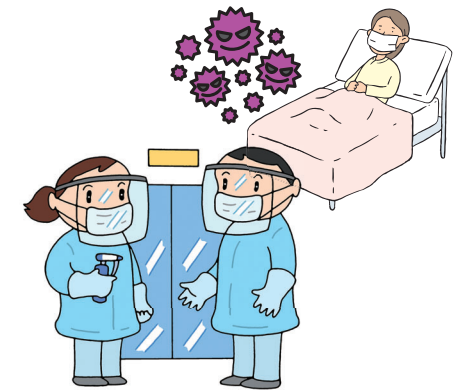
1点目、新型コロナウイルス感染症などにも対応できる効率的、効果的で質の高い医療体制の構築。

2点目、安心・安全で質の高い医療の実

現のための医師などの働き方改革等の推進。

3点目、患者、国民にとって身近であって安心・安全で質の高い医療の実現。

4点目、効率化、適正化を通じた制度の安定性、持続可能性の向上である。



【質問】 今回の改正で大きく変わる場所は、具体的にどんな項目があるのか。

【答弁】 大きく変わる項目は、新型コロナウイルス等の新興感染症などの対策に対する評価を行う感染症対策向上加算がある。当院で現在算定している従来の感染防止対策加算1の基準に加え、他の医療機関への院内感染対策に関する助言や新興感染症に対する院内訓練などを行うことで、新たに感染対策向上加算1として再構成され増点となる。

また、感染症対策と関連し、オンライン診療や関連項目にも手が加えられ、初診からオンライン診療の恒久化や多くの医学管理料の適用、訪問診療とオンライン診療を組み合わせた場合の評価の新設などある。

